氣づき通信

平成２５年　10月特別号

長公認会計士事務所
〒810-0001
福岡市中央区天神3-4-5　ピエトロビル６階
TEL092-731-4640／FAX092-731-4628
http://www.chou-acctg.com

相続税調査と家族名義預金

国税庁の発表によると、相続税の税務調査の結果 81%の申告から申告漏れの財産が見つかりました。1 件当たり 3,600 万円の申告漏れ財産、追加税額は 580 万円、加算税と合せて 670 万円の追徴税となっています。現預金の申告漏れの割合が最も多いとのことです。

相続税の税務調査では、まず第一に被相続人の預貯金の申告漏れ、つまり「名義預金」が存在しないか等、実質所有者の判定が行われます。

かつては、相続税調査で把握された被相続人に帰属する家族名義預金は、その修正申告において過少申告加算税（10%）の対象となるだけで、重加算税（35%）の対象とはならないのが一般的でした。

ところが、マスコミ報道にあった巨額の家族名義預金に係る査察事案等をきっかけとして、税務当局では、調査で把握される家族名義預金の帰属と加算税の賦課について改めて議論が活発化・再検討され、現在では家族名義預金に係る課税処理が相続税調査実施における重要なテーマのひとつとなっています。

預金の名義が、配偶者や子・孫などの名前になっていても、実質的に被相続人に帰属する預金は、被相続人の相続財産として認定されます。
家族名義預金に係る実質所有者の判定にあたっては、次の３つが重要な判定要素となっています。

1．原　　資　　その預金は誰の原資で設定し蓄積されたものか
2．管　　理　　その預金の通帳及び印鑑を誰が管理していたのか
3．運用支配　　その預貯金の入出金、継続又は解約は誰の意思で行われていたか

具体的には、次のような着眼点に基づき、家族名義預金は、被相続人の相続財産であるか、それとも名義人固有の財産であるかを総合判定されます。

	被相続人の相続財産と判定 ［真の所有者は被相続人である］	名義人の固有財産と判定 ［真の所有者は名義人である］
原　資	・被相続人の現金又は預貯金等を原資として作成されている。 ・被相続人の給与収入や不動産収入を原資として蓄積されている。 ・被相続人の譲渡代金等を原資として作成されている。 ・被相続人の現金又は預金等を原資としているにもかかわらず、名義人からの贈与税申告がない。 ・名義人には、その預金を形成又は蓄積するだけの収入がない。	・名義人固有の現金又は預金等を原資として作成されている。 ・名義人の給与収入や不動産収入を原資として蓄積されている。 ・被相続人の現金又は預金等を原資とするものであるが、名義人から贈与税申告がある。

管　理	・届出印鑑の管理と保管は、生前、被相続人が行っていた。 ・預金通帳、カード、定期預金証書等の管理と保管は、生前、被相続人が行っていた。 [例えば、被相続人の自宅金庫又は銀行貸金庫で保管されている場合等] ・被相続人の届出印鑑と同一のものが使用されている。 ・銀行からの通知等が被相続人自宅に送付されていた。	・届出印鑑の管理と保管は、名義人自ら行っていた。 ・預金通帳、カード、定期預金証書等の管理と保管は、名義人自ら行っていた。 [例えば、生前から、名義人の固有の金庫又は名義人の銀行貸金庫で保管されている場合等]
運用支配	・口座開設手続を、被相続人が行っている。 ・入出金の銀行手続や継続手続を、被相続人が行っている。 [口座開設書や伝票等の筆跡で判定] ・預金の利息を被相続人名義の預貯金に入金し、被相続人が費消している。 ・銀行手続を行っているのは、名義人であるが、手続にあたり指示を出しているのは被相続人である。 ・預貯金の入出金や解約についての決定権を持っているのが被相続人である。	・口座開設手続を、名義人自ら行っている。 ・入出金の銀行手続や継続手続を、名義人自ら行っている。 [口座開設書や伝票等の筆跡で判定] ・名義人自らの意思によって入出金や解約等が行われている。

≪注意点≫
相続開始前に被相続人が病院に入院している場合は、入院前の管理・運用支配状況で判定します。

【家族名義預金の是否認フロー】

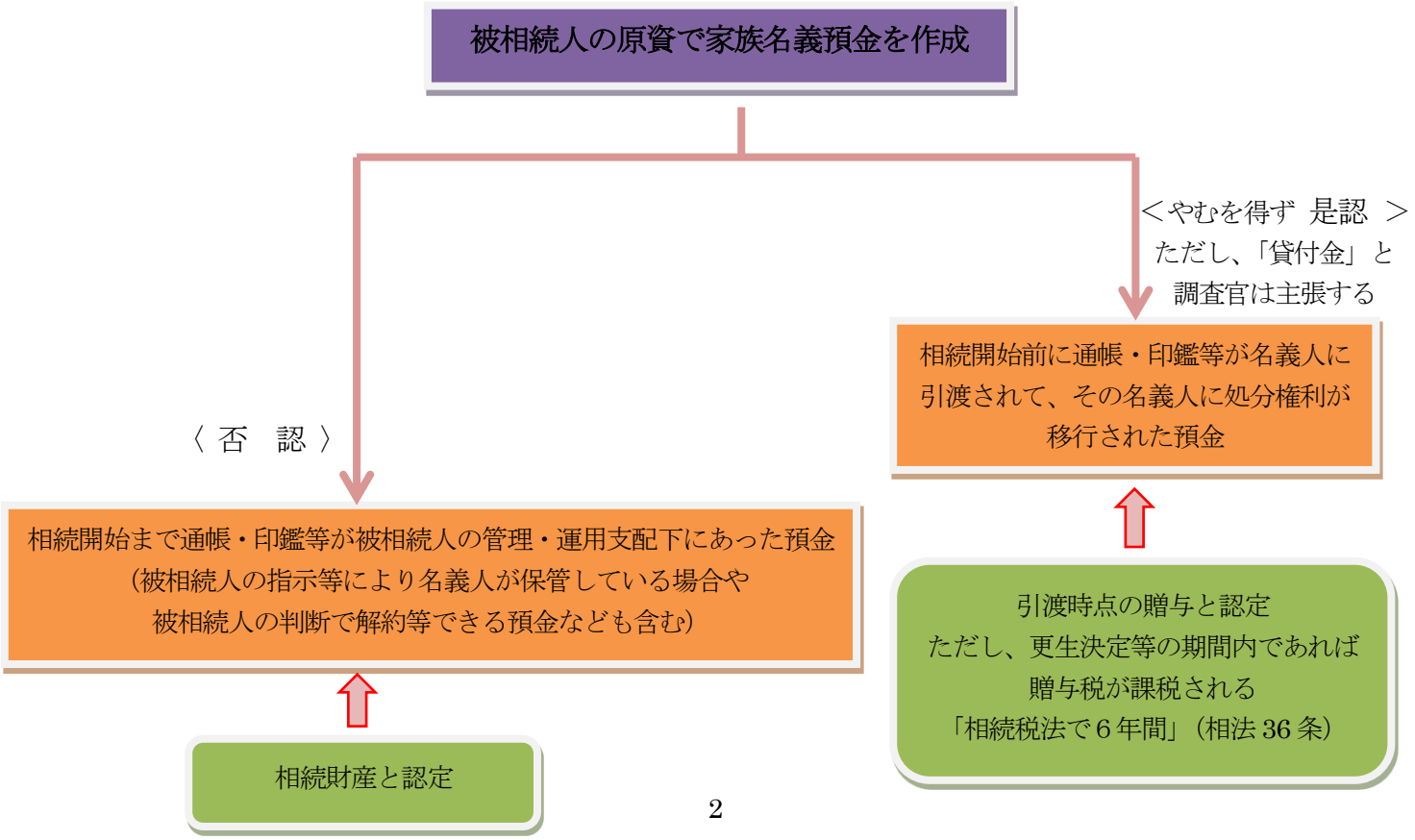

消費税８％、価格はどう表示？

価格の表示方法につきまして、「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が平成 25 年 10 月 1 日から一時的に認められるようになりました。

消費税引き上げ日（平成 26 年 4 月 1 日）に備え、余裕をもって早めの準備を心がけましょう。なお、特例措置の適用期限は平成 29 年 3 月 31 日までとなります。

小売業や飲食業など、一般消費者に対して直接商品を販売したり、サービスを提供している課税事業所の方は、提示する価格表示の方法によって、売上が左右される可能性もあるため、外税表示については、十分な検討が必要です。

総額表示とは？

消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者には、値札やチラシ等においてあらかじめその価格を表示する際に、消費税額を含めた価格を表示する義務があります。

これを「総額表示義務」といいます。なお、免税事業者や事業者間の取引は総額表示義務はありません。

≪消費税率８％、価額はどう表示？？？≫

【現在】
（イメージ）

1,050 円（税込み）

総額表示　1,080円（税込み）

・採用する企業：丸井グループ、ＪＴＢ、オリエンタルランド、ＴＯＨＯシネマズ、自動車各社、ニッポンレンタカーなど

外税表示　1,000円（税抜き）＋80円

・採用する企業：セブン＆アイ、三越伊勢丹※、高島屋※、ヤマダ電機、第一興商（カラオケ）、日本アパレル、ファッション産業協会（値札）など
※は値札は外税表示、店頭で総額も表示

併　記　税抜き1,000円 税込み1,080円

・採用する企業：ロイヤルホールディングス、壱番屋など

消費税の明示なし　1,000円

【認めず】

商業･サービス業･農林水産業活性化税制スタート

商業、サービス業、農林水産業の設備投資を応援する税制です。以下のような設備が対象例となります。

・新しい商品を販売する為、**陳列棚**を入れる
・消費税引き上げに対応する為**レジスター**を入れ替える
・古くなった**看板**などお店の外装をきれいにする

この制度を使えば、**減価償却費を増やす（30%特別償却）**か、**税額控除（7%）**を受ける事が出来ます。その結果、納税額が少なくなります。

【対 象 者】　青色申告を提出する中小企業者等、
税額控除は個人事業者又は資本金 3,000 万円以下の法人
【適用期間】　平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに取得
【適用設備】　建物付属設備（60 万円以上）、器具備品（30 万円以上）　※中古資産対象外
【適用要件】　認定経営革新等支援機関から事前に経営改善に関する指導及び助言を受けている事

認定経営革新等支援機関とは？

認定経営革新等支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等を受けられるように、専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の者として国が認定した税理士、公認会計士、商工会議所、金融機関等をいいます。

■商業・サービス業・農林水産業活性化税制のイメージ

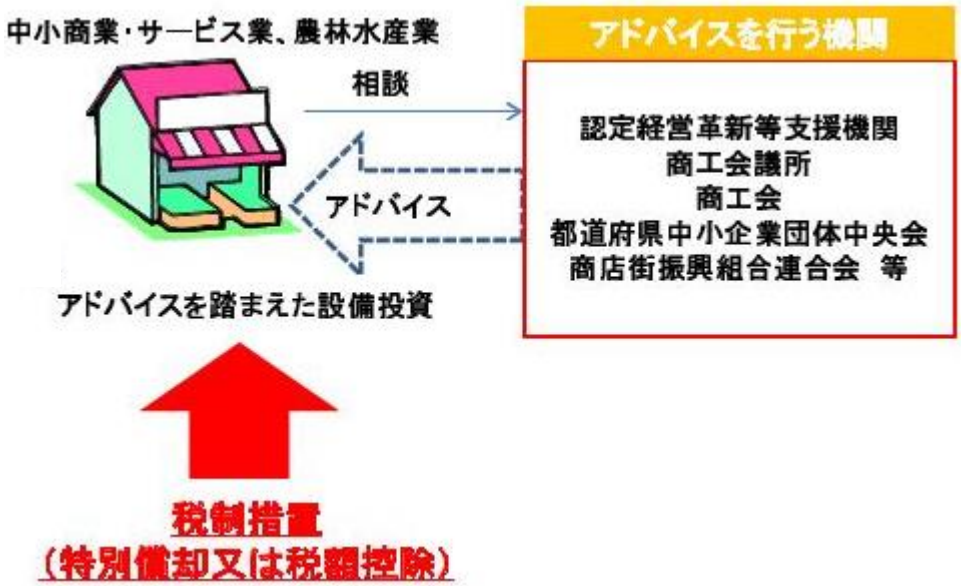

当事務所も支援機関の認定を受けていますので、設備投資を計画されていて、上記の要件に当てはまる企業の方は、お問い合わせください。

思わなあきまへんなぁ

経営者のみなさまは日々目標を掲げられていて、その目標達成のために頑張っていらっしゃると思います。
その、目標達成に必要な強い思いについて、JAL を再建させた京セラの稲盛会長が衝撃を受けた故松下幸之助氏の講演会の話を紹介させていただきます。

（以下、「働き方」より引用）
京セラを創業したころ、幸之助さんの唱える「ダム式経営」についての講演会に参加し、講演が終わり質疑応答になったとき、ある参加者が手を挙げて、「そういうダム式経営、つまり、余裕のある経営をしなきゃならんことはよくわかります。何も松下さんに言われなくても、われわれ中小企業の経営者はみんな、そう思っているんです。

しかし、それができないので困っているんです。どうすれば余裕のある経営ができるのか、その方法を具体的に教えてもらわなきゃ困ります」というような、質問とも抗議ともつかない発言をしたのです。

そのとき、幸之助さんはたいへん戸惑った顔をされ、しばらく黙っておられました。
そして、ポツリと、「いや、それは思わんとあきまへんなぁ」と言って、そのまま黙ってしまわれたのです。答えにもなっていないと思ったのか、聴衆の間から失笑がもれたことを覚えています。

しかし、私はその瞬間、身体中に電撃が走るように思いました。

幸之助さんのつぶやきとも取れる「思わんとあきまへんなぁ」という一言に込められた、万感の思いのようなものに打たれたのです。

「思わんとあきまへんなぁ」－この一言で、幸之助さんは、こんなことを伝えようとしていたのではないでしょうか。
「あなたは、そういう余裕のある経営をしたいと言います。でも、どうすれば余裕ができるかという方法は千差万別で、あなたの会社にはあなたの会社のやり方があるでしょうから、私には教えることができません。

しかし、まずは余裕のある経営を絶対にしなければならないと、あなた自身が真剣に思わなければいけません。その思いがすべての始まりなんですよ」

つまり、「できればいいなあ」という程度であるならば、絶対に高い目標や夢は成就しない。余裕のある経営をしたいと本気で思っているかどうか。本気であれば、そのための具体的な方策を必死で考え、必ず「ダム」を築くことができるということを、幸之助さんは言いたかったのです。

この講演を何百人も聞いていたと思いますが、幸之助さんが話された『思わなあきまへんなぁ』をこのように理解した人は果たして何人いたでしょうか？

売上が伸びたらいいなぁ、利益が出たらいいなぁでは絶対に目標を達成することは出来ません。食べることも寝ることも忘れるぐらい達成しなければならないと強く思うことによって、やっと実現できるものです。

まず、思わなければ実現しない。このことは仕事のみならず、人生における鉄則です。ただ、その思いの強さが成功・失敗の分岐点なのかもしれません。

厚生年金保険料率の増加

平成 25 年 10 月 1 日、政府は消費税率を平成 26 年 4 月に現状の 5%から 8%へ、平成 27 年 10 月に 10%へ引き上げることを発表しました。これは平成 9 年 4 月（3%→5%）以来 17 年ぶりの消費税引き上げとなります。

消費税率の増税が注目されている一方で、毎年 9 月に厚生年金の保険料率が増額していることをご存知でしょうか？

※船員・坑内員除く

適用期間	厚生年金保険料率 （会社負担）
平成 24 年 9 月～平成 25 年 8 月分まで	16.766%（8.383%）
平成 25 年 9 月～平成 26 年 8 月分まで	17.120%（8.560%）
平成 26 年 9 月～平成 27 年 8 月分まで	17.474%（8.737%）
平成 27 年 9 月～平成 28 年 8 月分まで	17.828%（8.914%）
平成 28 年 9 月～平成 29 年 8 月分まで	18.182%（9.091%）
平成 29 年 9 月以降	18.300%（9.150%）

負担税の具体例として、年収 400 万円（標準報酬月額 34 万円）の方を一人採用しているとします。平成 25 年 8 月分の厚生年金の会社負担額は 28,502 円（34 万×8.383%）ですが、平成 25 年 9 月から翌年 8 月分までは 29,104 円（34 万×8.560%）、平成 29 年以降は 31,110 円（34 万×9.150%）と、平成 25 年 8 月までと比較して、2,608 円も増加することになります。

これを 1 年に換算すると 31,296 円の増額となり、同じ年収の従業員を 10 人雇用していたとすると 312,960 円の増額、100 人雇用していたら…と考えると驚くような金額になります。

さらに、健康保険料率の増加の可能性も否定できません。健康保険料率は平成 21 年 9 月から協会けんぽが運営するようになり、右肩上がりで上昇していました。平成 25 年度は据え置きとなりましたが、医療費が増加している現状を踏まえると、今後、健康保険料率も増加する可能性は高いと思われます。

社会保険料が増えるということは、現在と同じ従業員で同じ利益を残すために、社会保険料の負担増額分利益を増やす、又は経費の削減をしなければなりません。

消費税増加、社会保険料増加など、色々な負担が増加していますが、今以上に真剣に経営に向き合い利益を残していくことを心がける必要があります。

笑　い　話

（インターネットで拾ったネタ）

- ウチの会社には金庫がある。しかし、誰もダイヤルロック番号を知らない。開けられなくなると困るので「ぜったい閉めるな」という暗黙のルールがある。もはや給湯室の冷蔵庫以下の存在だ。

- 知り合いのお子さんが学校で受けたテストに、「おさかなは１ぴき２ひき、とりは１わ２わと数えます。では馬は？」という問題があり、「１ちゃく２ちゃく」と解答してあったそうです。

- うちの母は一週間ほど前に買った牛乳と昨日の牛乳とを混ぜて四日前の牛乳にしてしまう。

- 美術の時間に「印象派の画家を３人答えよ」という問題が出て、とある男子が「マネ・モネ・ソネ」と書いて美術教師の曽根先生から丸をもらっていた。「世渡り」ということを知った。

- 僕が住んでいる郵便局には『必着仕事人』アルバイト募集という張り紙がしてある。やっぱりあの曲を口ずさみながら配達するのだろうか・・・

- 歯医者に行った時「口笛を吹いてください」と言われたので、不思議に思いながらも吹いてみたら歯科助手のお姉さんが不思議そうに見ていた・・・。よく聞き直すと「口紅を拭いてください」だった。

- 歯医者に行った時の事。治療前に先生から「もし痛かったりしたら、左手を上げてくださいね」と言われた。いざ治療が始まり、やはり痛かったため迷わず左手を上げようとしたら「動かないで下さい」と押さえつけられた。

- 会社で「ガルシアさんから電話です」と電話を取り次いでもらった。外国人の顧客は多いが、そんな名前の人いたかな？と思いつつ「ハロー？」と言っても無言。「キャン・ユー・ヒア・ミー？」と言ってみても無言。しばらくして「すみません、ガラス屋なんですけど」と申し訳なさそうに返事が返ってきた。

- 病院でカルテの病歴欄に「貧乏」と記入されていた。それは「貧血」の間違いじゃ？

- 床屋で散髪した後、友人に会ったら「汚ッたねぇ髪！」と言われた。
ムカついたが、後々友人に問いただすと「切ったねぇ髪！」という意味だった。

- 我が家の近所には「空腹の救世主メシヤ」という食堂がある。

- 幼稚園の時、母の日にお母さんにプレゼントする絵を描いた。
ほぼ出来上がった頃になって先生が「みなさ～ん、バックもちゃんと描いてね」と言ったので、ほぼ全員のお母さんの絵の横にはハンドバッグが不自然に描かれていた。